

加古川市監査委員 藤田 隆司  
加古川市監査委員 大塚 隆史  
加古川市監査委員 山本 一郎

### 指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

#### 1 監査の対象

平成31年4月1日から令和2年7月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
一般社団法人 加古川労働者福祉協議会	勤労会館	産業振興課
地域産業振興センター運営 協議会	地域産業振興センター	産業振興課
別府公民館管理運営委員会	別府公民館	社会教育・スポーツ振興課

#### 2 監査の実施期間

令和2年9月18日から令和2年10月29日まで

#### 3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

#### 4 指定管理者等の概要

##### (1) 勤労会館

ア 指定管理者名 一般社団法人 加古川労働者福祉協議会

イ 指定管理者が行う業務

(ウ) 加古川市立勤労会館条例（昭和47年条例第1号）第3条に規定する業務

(イ) 会館の利用の許可に関する業務

(ウ) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) その他会館の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

##### (2) 地域産業振興センター

ア 指定管理者名 地域産業振興センター運営協議会

イ 指定管理者が行う業務

(ウ) 加古川市立地域産業振興センターの設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第4号）第3条に規定する業務

(イ) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) センターの使用の許可及び使用料の徴収に関する業務

(エ) その他センターの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

##### (3) 別府公民館

ア 指定管理者名 別府公民館管理運営委員会

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 各種講座及び学級の実施に関する業務

(イ) 社会教育関係団体の連絡調整及び活動の助成に関する業務

(ウ) 地域活動の支援に関する業務

(エ) 人権教育の推進に関する業務

(オ) 加古川市立別府公民館の使用許可及び料金の徴収に関する業務

(カ) 加古川市立別府公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(キ) 加古川市立別府公民館の付属設備及び備品の維持管理に関する業務

(ク) 加古川市立別府公民館運営にかかる必要な保険の附加

(ケ) 指定管理者が自主的に行う公民館として適切な事業

(コ) その他、加古川市立別府公民館の管理上、加古川市教育委員会が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

## 5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。